

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

平成28年3月3日（木）午前11時35分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (4) 議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (5) 議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (6) 議案第22号 平成27年度板倉町下水道事業会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

委員長 今 村 好 市 君 副委員長 亀 井 伝 吉 君

委員	小	林	武	雄	君	委員	針ヶ	谷	稔	也	君	
委員	本	間		清	君	委員	島	田	麻	紀	さん	
委員	荒	井	英	世	君	委員	小	森	谷	幸	雄	君
委員	延	山	宗	一	君	委員	黒	野	一	郎	君	
委員	市	川	初	江	さん	委員	青	木	秀	夫	君	

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	栗	原	実	君		
教	育	鈴	木	優	君		
町	長	中	里	重	義	君	
総	務	根	岸	一	仁	君	
企	画	小	嶋		栄	君	
戸	籍	丸	山	英	幸	君	
環	境	荻	野	恭	司	君	
福	祉	小	野	田	博	基	君
健	康	落	合		均	君	
産	業	橋	本	宏	海	君	
都	市	高	瀬	利	之	君	
会	計	山	口	秀	雄	君	
教	育	多	田		孝	君	
農	業	橋	本	宏	海	君	

○職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	根	岸	光	男			
庶	務	議	事	係	長	川	野	辺	晴	男
行	政	安	全	係	長	兼				
議	会	事	務	局	書	記	小	林	桂	樹

開 会 (午前11時35分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会させていただきます。

○委員長挨拶

○事務局長(根岸光男君) 開会に先立ちまして、今村委員長よりご挨拶をいただきます。

○委員長(今村好市君) お疲れさまです。先ほど本会議で本委員会に付託されました補正予算関係の審議を行いたいと思います。今回の補正予算につきましては、緊急性のものを除いて最終の補正予算となると思いますので、委員各位もしくはその執行部については慎重なる審議をよろしくお願ひしたいと思います。

質問につきましては、例年実施しております各委員1問ずつ質問していただいて、1巡した後2問目を質問するという形でお願ひしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長(根岸光男君) それでは、これよりは今村委員長、議事進行をお願ひいたします。

○議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について

議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算(第3号)について

○委員長(今村好市君) それでは、先ほど付託されました議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第6号)から議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算(第3号)までの6件について審査を行います。

初めに、議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について、担当課長からの説明をお願ひいたします。

小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、議案第17号であります平成27年度の一般会計補正予算、第6回目、第6号になりますけれども、詳細について説明させていただきます。

今般の歳入歳出それぞれ3,811万7,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ総額を58億6,221万4,000円とするものでございまして、繰越明許費、債務負担行為、地方債のそれぞれの所要額を補正するものでございます。

次のページをめくっていただきまして、2ページ、3ページでございますが、第1表、歳入歳出予算補正でございますけれども、この款項につきましては町長の提案理由のとおりでありますので、2ページ、3ページの歳入につきましては省略させていただきたいと思ひます。

次の4ページ、5ページでございますが、やはり歳出の款項の関係でございますけれども、これにつきましても町長の提案理由のとおりでございますので、ごらんいただくということで説明のほうは省略させてい

ただきたいと思っております。

続きまして、6ページでございますが、第2表、繰越明許費補正でございます。28年度への繰り越しというような補正でございますが、今般大きく2つございまして、まずは上から2段目の庁舎建設事業に関する繰り越しが大きな1つ。それと、一番上の情報セキュリティ、個人番号、年金生活、幼児教育等につきましては、27年度の政府の3月補正に伴います今般新たに繰越明許を行うものでありまして、28年度への繰り越しありきの国の補正に伴います補正でございます。

まず、庁舎建設事業でございますが、既に設計費につきましては繰越明許費をさせていただいておりますけれども、それに今般庁舎建設用地の造成工事費9,810万円を新たに限度額として次年度に繰り越したいというものでございます。この造成工事費につきましては、当初計画では11月から12月に開発申請を行いまして、12月から3月までの間に造成工事を着工し、年度内に完了するというような計画でありましたが、しかしながらその後日総研の民事再生法による設計業者の変更等、設計契約もしくは着手の遅滞と申しますか、遅れ、それがありません。また、開発関係におきまして群馬県との事前協議中でございますが、その開発関係の事前協議がかなり時間を要しているというような理由がございまして、年度内着工並びに完了が困難ということになりまして、28年度へ繰り越しをしたいというふうに考えてございます。

また、先ほど言ったように、情報セキュリティ強化対策事業、いわゆるマイナンバーに係りますシステム改修事業でございますけれども、これは27年度3月補正で国の補正がありました。それに伴いまして、新たに新規事業として計上するのですが、全額を翌年度に繰り越す事業となっております。同等に3段目から個人番号カード交付事務、いわゆる地方公共団体情報システム機構への追加交付金の関係でございますが、これも現年度分の残り分を含めて、新規分258万9,000円も含めての443万3,000円を全額次年度に繰り越すというようなことでございます。また、年金生活者等低所得高齢者支援給付金給付事業でありますけれども、いわゆる65歳以上高齢者への臨時福祉給付金の支給事業でございますけれども、事務費給付金の合計額を全額28年度に繰り越すこととなります。また、一番下の幼児教育無償化システム改修事業、無償化とありますけれども、保育園の利用者負担軽減に伴います制度管理システムの改修費としまして、54万円を次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、第3表、債務負担行為補正でございますが、外国語指導助手、いわゆるALTでございますが、3月に1人退職になるということで、4月から7月までの分を民間のALTと契約したいということで、3月中の契約が必要ということで今般28年度として債務負担行為補正するものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。第4表、地方債補正でございますが、今般大きく分けまして、上4つ目までが公共事業等債にかかわる補正、その下が地域活性化並びに一般補助施設整備等の補正となっております。

まず、公共事業等債につきましては4つほどあるのですが、2段目の県営頭沼地区並びに表4段目の橋梁長寿命化事業につきましては、事業の確定によりまして、今般それぞれ減額するものでございます。

また、農業基盤整備促進事業の細谷地区並びに八間樋橋整備事業、1-9号線でありますけれども、この2つの事業につきましては事業計画の変更により、それぞれ減額するものでございます。

それと、地域活性化事業債でございますけれども、当初総事業費505万8,000円のうち一般財源305万5,000円

として計上しておりましたが、そのうち220万円につきましては県との協議が済みしましたので、今回新たに新規として計上させていただくものでございます。

また、一番下の一般補助施設整備等事業債情報セキュリティー強化対策事業でございますが、先ほど言ったように、政府の3月補正に伴いまして、今般の620万円の新規計上となっております。いわゆる補助裏として地方債を計上したいというふうに考えてございます。

続きまして、歳入歳出予算補正事項別明細書9ページから、かなり細かい事業になってございますが、今般の補正につきましては年度末ということで、最終補正となっております。先ほど委員長からもあったように、今般につきましては歳入につきましては補助金等の確定、決定もしくは実績による追加、減額並びに歳出につきましてはやはり事業全体の確定並びに実績による追加、減額等が多くなってございますので、ご了解いただければと思います。

それでは、事項別明細につきましては主なもののみを説明申し上げますが、11ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございますが、1款1項2目法人町民税でございますが、現在の調定額の実績から今般4,922万2,000円を減額するものでございます。

次の1款2項固定資産税の関係でございますが、やはり現在の調定額実績によりまして、今後収入が見込めますので、4,950万9,000円を追加補正するものでございます。

10款1項につきましては、追加交付がありましたので、普通交付税としまして、359万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを見開きでお願いしたいと思っておりますが、まず12ページにつきましては、12款1項負担金並びに14款1項国庫負担金につきましては、それぞれ収入額の給付の実績もしくは支給の実績により、今般それぞれ公立保育園利用者負担金から国民健康保険に関係する分を減額並びに追加するものでございます。

次に、13ページの14款2項国庫補助金の関係でございますが、まず1目総務費関係でございますけれども、社会保障、税番号につきましては事業の確定により、減額するものでございます。

また、次の情報セキュリティー強化対策関係につきましては、先ほど言ったように、国の3月補正に伴いまして、補助基準額1,240万円の2分の1として受け入れするものでございます。

次の個人番号カード交付事務につきましても国の3月補正に伴いまして、これは10分の10でございますが、受けるものでございます。

その下、民生費関係につきましてもやはり年金生活者等低所得者高齢者、つまり65歳以上の臨時福祉給付費でございますが、事業費、事務費分のそれぞれの補助金を受け入れるものでございます。

以下、障害者福祉補助金関係、児童福祉関係につきましては、それぞれ実績によりまして、今般減額するものでございまして、一番下の子どものための教育・保育事業費補助金（幼児教育無償化システム）につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、国の事業の2分の1として27万円を受け入れるものでございます。

14ページ、15ページをお願いしたいと思っておりますが、この14ページ、15ページにつきましては14款2項国庫補助金並びに15款県支出金、第1項県負担金等でございます。それぞれ事業の実績並びに確定によります減額並びに追加となっておりますので、内容等につきましては省略させていただきたいと思っております。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきますが、この16ページ、17ページの15款県支出金、第2項県補助金等につきましても、それぞれの事業の確定並びに実績によるものが多くなってございます。ただし、16ページの4目農林水産業県補助金の一番上の農業災害対策事業補助金46万3,000円の関係でございまして、台風18号によります補助金を県から受け入れるものでございます。

次のページに移ります。18ページ、19ページの関係でございまして、やはりこの18ページ、19ページ見開きでございまして、17款寄附金につきましても、それぞれ一般寄附金、指定寄附金の所要額を追加するものでございます。

また、その下の18款繰入金につきましても、財政調整基金につきましてもは一般の最終補正に係ります歳入歳出の差額調整によりまして減額し、ふるさとづくり事業並びに公共施設等整備事業につきましてもは事業実績により、それぞれ減額するものでございます。

19ページの19款の繰越金の関係でございまして、最終計上となりまして、今回をもちまして平成26年度実質収支額5億1,470万8,000円全額を計上することとなっております。

その下の20款につきましても、確定、実績によるものでございますので、省略させていただきます。

20ページをお開きいただきたいと思いますが、21款町債の関係でございまして、先ほど8ページのところで、地方債補正のところで説明申し上げたとおりでございまして、この21款につきましてもは省略させていただきます。

続きまして、歳出でございまして、歳出につきましても先ほど申し上げたとおり、今回最終補正でありますので、事業の確定並びに実績によるものが多いでございます。

そのほか各款項につきましても、職員人件費等の項目がありますが、職員人件費等の関連につきましてもは全体の説明をさせていただきます、各款項によります職員人件費につきましてもは省略させていただきます。全体の職員人件費としましては、今般の人事院勧告関連によります追加としまして、392万円を追加、その他主に時間外手当、要するに勤務外手当なのですが、249万円の追加から産休、育休等によりまして、980万円の減額が主な理由となっております、人件費全体では339万円の減額となっております。

以降、人件費関係につきましてもは説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、21ページにつきましてもはごらんのとおりでございまして、省略させていただきます、22ページをお願いしたいと思います。2款総務費、第1項総務管理費の関係でございまして、8目情報推進費の社会保障・税番号制度システムの事業につきましてもは、確定によります不用額を減額するものでございます。

次の情報セキュリティ強化対策の事業につきましてもは、先ほど来説明申し上げましたが、国の3月補正によりまして、今回新規に計上するものでございまして、全額28年度へ繰り越します。

次の13目交通対策費の関係でございまして、路線バス運行負担金につきましてもは、人件費等の増を理由に今回負担金が増額になってございます。その増額分を追加するものでございます。

また、車両更新事業につきましてもは、確定によりまして、今般負担金は減額されるものでございます。

23ページに移ります。下の部分でございまして、2款3項戸籍住民基本関係、1目戸籍住民基本台帳関係でございまして、個人番号カード交付事務、先ほど来申し上げたとおり、国の3月補正によりまして、今般追加で補正するものでございまして、現年度分も含めて次年度へ全額繰り越すことになってございます。

次の24ページ、25ページにつきましてもは、全て確定によります減額並びに追加並びに組み替えを行うもの

でございますので、24ページ、25ページにつきましては説明は省略させていただきます。

次に、26ページをお願いしたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、年金生活者等、要するに65歳以上の臨時福祉給付金でございますが、給付金、事務費等含めて新規の追加でございますけれども、全額次年度へ繰り越すことになってございます。

以下27ページにつきましては、全て確定、実績等によります減額追加となっておりますので、27ページにつきましては省略させていただきます。

28ページ、29ページにつきましても、それぞれ3款民生費、第1項社会福祉費等の関係並びに児童福祉等の関係でございますが、おおむね確定及び実績等によります今回の減額及び追加となっておりますが、28ページの下段、3款2項1目児童福祉費総務費、右側の幼児教育無償化システム改修事業、これも先ほど説明したとおり、国の補正の新規事業でございますが、全額繰り越すものでございます。

29ページにつきましては、実績等によりますものですので、省略させていただきます。

次の30ページ、31ページにつきましても、上の段につきましては省略させていただきます。

31ページにつきましても合併浄化槽エコ補助金等、実績によります減額となっております。

次に、32ページ、33ページでございますが、6款1項農業費、2目農業総務費でございますが、認定農業者農地利用関係の奨励金でございますが、やはり実績によりまして、今般の追加となっております。

次の農業振興費でございますが、農業災害対策事業費補助金、先ほど歳入のところにありました台風18号によります補助金、補償の補助金を今回新たに追加するものでございます。

はばたけぐんまの担い手支援関係につきましては、確定によるものでございまして、一番下の5目農地費につきましては、多面的機能につきましては事業内容変更、農業基盤整備促進事業、細谷地区につきましては計画変更等により、それぞれ減額するものでございます。

33ページの真ん中の段でございますが、7款商工費、第1項商工費、4目観光費の関係でございますが、今般揚舟の航路堆積土除却工事、要するにしゅんせつ工事でございますけれども、新規に100万5,000円の追加となっております。渇水時期に実施したいということで、今般の補正となっております。これは、群馬の水郷のところから藤の木橋にかかる部分でございます。

34ページに移ります。34ページにつきましては、8款土木費、2項道路橋梁費の関係でございます。2目道路維持費につきましては、実績により減額するものでございます。

3目の道路新設改良費、町単独道路整備事業については確定により減額、八間樋橋整備事業につきましては計画変更、縮減となりますけれども、によります減額となっております。

35ページにつきましては、8款土木費、5項の住宅、要するに下の段でございますけれども、1目住宅管理費につきましては、木造住宅耐震改修並びにアスベスト関係ともに実績によりまして、今般減額するものでございます。

36ページにつきましては、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防、4、防災対策費、それぞれ消防地区の負担金の確定並びに防災対策事業につきましては、確定により不用額をそれぞれ減額するものでございます。

37ページにつきましては、省略させていただきたいと思っております。

38ページ、10款中学校費関係でございますが、上の段の2つ目の事業、中学校施設維持管理費、体育館内

高鉄棒床基盤工事、要するに体育館の中に体操用の鉄棒を設置する工事として今回100万円を追加するもの
でございます。

39ページにつきましては、公債費等の補正でございますが、利率見直し等によります見込み額、所要額を
それぞれ追加、減額するものでございます。

最後になりますけれども、40ページでございますが、地方債の調書でございます。一番左が前々年度末現
在高、25年度末の現在高、次の列が前年度末現在高、26年度末となります。当該年度、27年度の増減見込み
額がございまして、27年度、今年度、年度末の見込み額としまして、合計37億7,153万9,000円の地方債残高
になる見込みでございます。

以上、議案第17号の平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）につきましての詳細説明とさせていた
だきます。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

ここで昼食休憩を1時までとりたいと思います。

1時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 （午後 0時00分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（今村好市君） 全員おそろいですので、再開したいと思います。

それでは、一般会計の補正予算について質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 唐突で恐縮ないのですが、国のほうでいろいろ議論されております年金生
活者に対する給付金云々ということで、いろいろ新聞とかマスコミ等でもかなり話題になっているというふ
うに伺っております。ページ的には26ページ、歳出で見たほうがよろしいかと思っておりますけれども、社会福祉
総務費でございますか、この中で年金生活者等ということで5,000万円ほど補正が組まれていると。この背
景についてはいろいろ、地方ですと国から決まったものを実施するのが地方自治体の役割といえればそれまで
なのでしょうけれども、聞くところによると、これは与党、野党の考え方の違いなのでしょうけれども、選挙対
策だ云々だとか、いろいろ言われているわけでございますが、その考え方は別として、全ての費用、人件費
等あるいは電算料とか、そういったものを全て丸抱えで、町のほうはゼロという考え方で基本的にはまずよ
ろしいのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 委員さんおっしゃるとおり、この関係については10分の10国からというこ
とになります。

以上です。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 国から全額来るということで、町負担はゼロということでございますが、その
中で65歳以上云々というようなお話が若干あったのですが、基本的にこの年金生活者、いわゆる対象者

の算出方法ではなくて根拠ですか、65歳以上であれば全部がいただけるのか、あるいはいただけないのか、その辺の線引きの関係と、あるいは支払われる時期の問題等含めてお教えいただければありがたいのですが。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） まず、支給の条件でございますが、今年度臨時福祉給付金がありました。非課税の方です。それをもとに、28年度中に65歳以上ということになります。今年度、27年度で福祉給付金をいただいた非課税の方の中から28年度中に65歳以上になられる方について支給すると、支給金額は3万円でございます。

时期的なものでございますけれども、この補正予算の中でも繰越明許ということで28年度に繰り越しさせていただいております。したがって、4月から早々に準備を始め、4月から受け付け申請し、審査して5月の下旬あるいは6月ぐらいまでには支給していきたいというふうに考えております。

なお、65歳以上の方ということでございますので、今年度の臨時福祉給付金については役場のほうへ来ていただいたという部分があるのですが、今回についてはそれに併用して各公民館を1日ぐらいつつ回ろうかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 告知内容については、今課長のほうからお話があったのですが、逆にこの中に、これはそういう意味ではないのか、私の理解不足かもしれませんが、口座振り込み手数料というのが計上されておりますが、やはり本人手渡しという形になるのですか。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 申請は役場に来ていただいて、その中の申請の中で口座を聞きまして、口座振り込みという形になります。これは、今年も今までの臨時福祉給付金も同じでございます。中には通帳がないとかという人もいますので、そういう人は手渡しになりますが、基本的には口座振り込みという形になります。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 相当な件数になると思うのですが、前の給付金事業と比較して対象者全体で何名ぐらいで、プラス・マイナスはあるのかどうか、その辺の数字がわかればお教えいただきたいというふうに思います。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 今年度の臨時福祉給付金、これ非課税の方でございますが、全体で2,300件ぐらいです。今回の臨時福祉給付金、低所得者の関係でございますが、その関係については65歳以上というくくりがありますので、おおよそ1,500人ぐらいということになります。

以上です。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） この3万円を高齢者の方に給付することによって経済効果がどうこう言うつもりはないのですが、これは当局とすると非常にお答えにくい質問になるかと思うのですが、場合によると、これと引きかえに子ども手当云々等がかなり減額されているのではないかというようなお話も、これはマスコミ等の話、あるいは国会の議論の中でのお話等でそういう文言が場合によっては出てくるのですが、担当課同じでございますので、その辺の考え方があれば、いや、それはやはりまずいよとか、いや、これはやむを得ないのだとか、いろいろ言いにくい部分はあろうかと思うのですが、その辺の見解について、もらえる人はありがたいのですが、減額される対象者の方にとっては、臨時的であれ、経常的であれ、いただいていたものがもらえなくなるという現象には変わりはないと思いますが、今回は高齢者ということで特別にアベノミクスの果実云々というようなことも含む、あるいは痛税感を和らげると、そういうご意見もあるのですけれども、年金生活者を対象に出されているわけですが、裏の部分ではそういった部分が減額されているというようなところもかいま見えるのですが、担当課とするとどのようなご意見をお持ちでしょうか。答えにくければ結構でございますが。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 一言で申し上げて、答えづらいということでございますけれども、子育て世代につきましては、28年度は福祉給付金はございません。要はほかの一般の福祉給付金は、28年度も継続がされます。そういうところでございますが、では子育てに関しましてはいろいろな部分で国の基本額が上がってきたりなんなり、あとは職員の処遇改善だったり、あるいはいろいろな部分の中の額等にしても、いろいろな部分で基本額の改定がなされているのかなというふうには感じます。そういった意味で一概にはお年寄り、あるいは子育て世代には何もという、子育て世代のほうについては、いろいろな部分でそういう措置はされているのかなというような感じはいたします。また、町についてもその子育て世代につきましては、あしたは島田委員の一般質問もございますけれども、いろいろな関係で、要はその世代みんな主張が違ってきます。保育園児をお持ちの親御さん、小学生をお持ちの親御さん、中学生をお持ちの親御さん、全部その世代によって要望は違いますけれども、的確に今何が板倉町に必要なかという部分を判断して施策の展開をしたいというふうには思っています。

以上です。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そういった意味で、特にスポットライトを浴びている部分についてはいい、悪いにつけ、いろいろご批判あるいはよくやっているというような言葉をいただける部分もあろうかと思うのですけれども、負の部分で減ったというような印象が与えられますと非常に印象的にも悪いと。一生懸命やっておりますながら、子供に対しては冷たいのかなとか、そういうレッテルを張られかねない部分もあろうかと思っておりますので、高齢者の給付金はこういう目的ですと、あるいはその減額される一つの例として申し上げるわけですが、子供云々、子育てあるいはそういったものについては、こういった部分で個別的にこの部分は減っているけれども、総体的には福祉課とすればこういった形で手当ができていくというやはりメッセージは発信していただいて公平感なるべく保てるように、特に減額というようなことにこだわらずにそういったところもPRしていただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（今村好市君） 答弁よろしいですね。

ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 33ページになるのですけれども、観光費として揚舟運航事業、揚舟航路堆積土除去工事費ということで、追加補正ということであるわけですけれども、これについてどうしてもこれは堆積土を排除しなければならないのかという状況に至っているのか。

○委員長（今村好市君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問なのですけれども、これにつきましてはどうしても揚舟が藤の木橋に向かっていきまして、帰りの航路が新しくつくった運河というか、あれは戻ってくるのですけれども、その湾曲した部分に土砂が堆積して今回の春の揚舟に支障を来すというような形の中で、この渇水期に補正いただいて、何とかそれを対処するようなことをやりたいということでの補正での要望でございます。過去に揚舟運航を開始してから2回ほど同じように堆積したものを除去するようなことは実施しております、今回が3回目というような形でございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） といいますのは、やはり両面性があるのかなと思うのですけれども、揚舟に関しては水路をしっかりと確保することがいいのですけれども、逆にこの反面、一方では柳山というのですが、柳が枯れてきていると。何で枯れるのかなということは、本来柳というのは低いところですか、水がそこそこ根に張っていないと枯れていってしまう、そういう現象が発生しているということで、やはりさらばさらうほど乾いていってしまうということで柳が枯れていくということが起きてくるのですけれども、それについてどのように考えていますか。

○委員長（今村好市君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） あくまでも今回航路としての本当に最低限その揚舟が通れる部分の改修ということで、柳の枯れについては今現在うちのほうも情報を余り持っていないような状況で大変恐縮なのですけれども。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） はっきりとした原因はこれだということではないのですけれども、やはり枯れる原因は乾いてくることによって枯れるのだということかな、その周辺が非常に枯れてきているということなのですけれども。ですと、今回の掘削することによって、より乾いてきてしまう、また柳も枯れていくことがどんどん、どんどん発生してくるのかなと思うのですけれども、揚舟に支障が来るとということで補正が上げられたのですけれども、やはりそういうところまでしっかりと余り深く掘るのもいかなものかな。ですから、やはり柳山に支障がないような状況の中で掘削をやって、航路に支障がない状況をつくっていかねばならない。ただ掘って水が流れればよいというような状況ではないと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 町長。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今回掘削するのは本川、川の本流を下って、藤の木橋の手前で回ってずっと上ってきて、それからこの柳山を突っ切る、あそこはまさに人工の水路なのです。過去にやったのは、北側を西へ向かって北上するのを1回か2回さらってあるのです。今回いわゆる連絡通路みたいになっている胴切りをする、ですから発着場所からそんなに距離のないもとへ戻るの間が要するにいわゆる埋まってしまっているということで、何としても掘りたいということです。それは、私が承認いたしましたのですが、柳山との関係については、今延山委員が指摘している部分とは全く逆の可能性のほうが強いと言われております。ほどほどの乾燥であると、むしろ湿度を好む柳ですけれども、過湿状態、だから水の中へ例えばずっと入りっきりですと枯れるというようなことで、過去私もその問題提起というか、したのですが、揚舟を開始することによって運航期間を長くすべきだと、それがいわゆる活性化につながる。したがって、本来であれば、昔であれば6月の末ぐらいから、水が6月から上がってきたものが今4月ぐらいに堰をかけて、約1カ月半なり2カ月前半で前倒しになっている。それから、後半も11月前後の文化の日あたりまでいわゆるそういう祝祭日が結構できてきているものですから、そこまでやはり揚舟をもたせたいということで、前後それぞれ1カ月、例えば1カ月半にすると3カ月、その柳山全体が、全部が水没しているかどうかわからないのだけれども、昔よりも過湿状態になっているのは事実なのです。それらを対比して、比較して、例えば茂林寺の東武トレジャーガーデン、あその南側に湿原があったわけですが、さらに現状が館林市内から住宅地が周りに造成され、そこへ流れ込む排水量といろんなものがあって、以前よりそこはやはり過湿になっているのです。その結果として向こうは柳山が絶えてしまったという、そういうことから、要するに本来であれば過湿を好む、湿度を好む柳であっても一定以上期間逆にそういう状態が続くと、そういう大きな原因なのかなと、まだ特定はされていないですけれども、文化調査委員さんとの意見はそんなような形で因果関係をさらに追跡すると。だから、むしろ乾燥のほうがそういう意味では強いのかもかもしれません。ということをお聞きして、そういう意味では今回の掘削については、柳のいわゆる枯れるということについては影響はないと。むしろ影響があるのは、長期間にわたって水を上げて水深を一定以上に保つことによって、極端に言えば根っこが目に見えない水の中へ入っている状態が昔よりも長くなっているという現状に対しての柳の全体の対応かなと。現場を通ってみても、低いところのほうが枯れています。高いところのほうが残っているという感じはイメージ的にも受けますし。だから、そこら辺の原因はどこに今現在原因があるかというの特定されていませんから、今の延山委員の本当の意味で湿度が全体に下がることによって枯れるのか、あるいはさっき私が伺っておるそういう期間な長さでもって窒息状態になってしまうのかということも含め、さらにそういった保存とかについては検討を見詰めていきたいというふうに思っております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 26ページちょっと見てください。先ほど小森谷さんが聞いたところと同じところなのですけれども、この中身を少し、金額小さいのですけれども、いろいろお聞きしたいことあるので、この年金生活者等の給付金の件ですけれども、これは非課税の人が対象と言いますが、非課税の人という

のは幾らまでの人の収入が非課税になるのですか。非課税の基準、これ以下は非課税で、これ以上になると課税対象になると、その非課税の線。そういう人は一円でもならない、それは少しあった人はいいのです。1万円の収入の人は非課税になる。

それと、ここに明細が書いてあるのは、これはみんな支援給付事業に関する明細なのですか。職員手当とか人材派遣委託料なんて、こういうのも入っているのです。これもみんなこの関連、一連のものなのでしょうか、中身は。その辺のことで、これ何のための人材派遣委託料なのか。この職員手当というのは、誰に対して職員手当が出るのか。

それから、細かいのですけれども、複合機の借り上げ使用料8万円なんて、こういうものは、これ町なんかにはこういう機械は借り上げてあるのでしょうかけれども、あるけれども、これをやることによって利用するだろうから、8万円くれるよという、そういう意味の8万円なのですか。

それと、この電算委託料なんていうのは、これ町の規模というか、その対象者の人数によって違ってくるのか、人数が多くても少なくてもこれ同じかなと思うのですけれども。

それから、もう一つ、先ほど対象者が1,500人ぐらいと言っていましたよね。郵送料なんて、これ37万円あるのですけれども、これはどういうことなのかなとか、そういうちょっと細かい話なのですから、あの辺お聞かせいただければと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 最初に、非課税の基準なのですからけれども、今回の場合は町県民税の均等割も非課税という世帯になりますので、所得にしまして、1人の場合ですけれども、28万円以下であれば均等割も課税にならない非課税世帯ということになります。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、細々としたところを説明させていただきますが、まず上からいきまして、職員手当等ということでございます。これにつきましては、小森谷委員さんのときにもご説明申し上げましたが、短い間で申請から給付までを持っていこうと考えております。一極集中するために職員、正規職員の超勤関係、手当関係、当然残業していかなければという部分も含め、そういう形の中で計上させていただきます。

それと、その次の郵送料でございますけれども、1,500人からの該当者、まず非課税ですよという通知、税務課のほうからという部分と、申請してください、あるいはそういう通知を出しておいてもなかなか申請に来られない方、こういう方にまた、まだお済みではないですよ、申請してくださいとか、そういうきめ細かに通知等も差し上げたいというようなところで郵送料のほうも計上させていただいております。

また、口座手数料、これは決まった金額ですので、電算委託料につきましてはそういった中その絞り込み、そういう人が該当ですよ、1,500人は該当ですよ、そういう人たちの名簿とか、いろいろそういう電算関係を利用して、そういうのを打ち出しをしてもらって該当者を絞っていくというようなところの委託料でございます。

それと、人材派遣の委託の関係ですが、福祉課につきましてはこればかりが仕事ではなく、ふだんの窓口

業務は非常に今混んでおります。そういった中、正規の職員につきましては、昼間においてはそういった普通の窓口業務、生活困窮から、障害者の関係から、そういうものをやっていかなければなりません。その間、同じ昼間の間に受け付け業務、要はこの低所得者の給付金の受け付け業務をしていくという中で、今年の平成27年度の臨時福祉給付金につきましても2名の派遣を雇わさせていただきました。では、これはなぜ派遣かということになりますと、短期間で雇うということです。短期間で雇うには、やはりなかなかその期間だけというのでは来ていただけない。という派遣のほうに頼んで、この期間何名派遣してくださいというほうが確実であるというようなところで派遣しておるという状況です。

それと、複合機の関係でございますけれども、これにつきましては今年度の例を挙げますと、今申告会場として使っている第2庁舎の会議室、これを集中的にお借りいたしまして、そこで受け付け業務をしております。その中で先ほども小森谷委員さんの質問の中でもありましたけれども、口座振り込みというところでその口座番号を確実にするため、あるいはいろいろな証明等をコピーするためにその部屋へ複合機を設置して利便性というのですか、そういうものに努めていきたいということでの複合機の借り上げになってございます。

細々と説明させていただきましたが、大体のところは以上のようなところです。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうしますと、ここの明細は全部これさっきの福祉給付金の明細なのですね。そうすると、これはもしこのお金を使わなかったら国へ返上するのですか、それともこの割合というのは向こうから指定してくるわけね。例えば人材派遣委託料というのは、臨時で忙しいから、2カ月間とか3カ月間に限って派遣会社からこれ派遣してもらおうとかという、その人件費、いろいろそのところによって違うわけでしょう。これ非常に細かいのだ。107万5,000円なんて来るその算出根拠ってどうなのか。

それと、例えば職員手当なんていっても、これで残業代なんかに見ているというのですけれども、残業しなかったらこの金浮いてきてしまうわけではないですか。だから、その場合は町の雑収入というか、何か収入になるのか、それとも余ったのだから、国に後で返せというのか。

それと、さっき言った複合機の使用料なんて、これはそのために新たなものを1台どこから借りるわけですか。町にこういうの借りたものがあるのと違うのですか、この複合機なんて既に。でも、そのためにわざわざある場所へ行って特設するために短期間ここに予算があるから借りるとか、そういうことになっているのですか。

それと、今言った電算業務の委託料なんていうのは、この金額なんてもう、そうするとこれそれぞれの自治体によって、そのスケールによって、人数によって違ってくるのだと思うのですけれども、それは算出根拠って向こうから一方的にこの220万5,000円だと来るのですか、これは。要はこれは半端な金額が出ているから、どういう根拠でこれが出てくるのかなと思って今お聞きしているのですけれども。

○委員長（今村好市君） 小野田課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） まず、歳入のページでいきますと13ページですか、13ページのところに給付事業の部分と、その下で支給費、事務費補助金というのがあるかと思えます。456万円、これが事務費の部

分です。先ほど1,500人からの3万円というところが上の給付事業の補助金、下が事務費ということで、今青木さんがおっしゃられるいろいろな部分の補助になっております。細かいところの数字ということになっていますが、対象となる職員の超勤の時間、超勤が幾らというのを何十時間という大まかですけれども、そういう形で計算していただいている。

それと、人材派遣につきましても27年度で実績がありますので、その金額で、2カ月分で、そういう形で計上させていただいているということです。

あと、複合機につきましても役場、いろいろな部分で複合機ありますけれども、それとは別個に1台リースしてその部屋に設置するというので、まるっきり役場のというのではなくて、その部分だけ、臨時福祉給付金で使う期間だけリースで複合機を借りて、それを使って第2庁舎の会議室のほうに設置して、それで使用するという形になります。

全てそういう形の中で、あと電算ですか、電算につきましてもこれ郡内、千代田町以外は群馬電算になっていまして、そういうところの各町村と同じような形の中でこういうシステムを組んで、こういう形の中でこういう業務をやると幾らですよという見積もりが来まして、それによって計上させていただいているということでございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 大体わかったので、この456万円の振り分けをこれは板倉町がやっているわけね。こういう基金、私は向こうから来ているのかなというふうに疑問に思ったので、単純に聞いてみたのです。この456万円のやつを振り分けて、派遣社員の給料は幾らだとか、職員の残業手当このぐらい出るのではないのかということで算出して、ここへ明細が出ているわけだ。それで、問題は金額は、紹介したのは今度国に456万円に対してこういうふうにかかりましたというのを報告されるのでしょうか、これ恐らく。そうしたときに、これを余ると返却しなくてはならないのか、足らなかつたらくれるのかと、そこら辺なのです、これがオーバーしたら。

○委員長（今村好市君） 小野田課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 基本的に実績報告いたします。そういった中でその金額、概算払いをもらっておいて、最後に清算払いをもらうという形になるので、この金額どおりにはいかないというのがこれはもう当然なわけです。基本的に返す前提で予算を立てているという部分もございまして、これ以上かかるといのは協議をして国のほうが認めてもらわない限りは増えることはないのかな、基本的にはこの範囲内の中でおさめるということで事務を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 11番、市川です。ページにして、今のページでいいので、27ページなのですけれども、第1項の社会福祉費の中で3款3目障害福祉費で説明欄のところを見ていただきたいのですが、ここに一番上に丸印で障害児自律支援事業とありまして、その点々の下の地域生活支援というところで約

370万円ほどの減額、こうなっているわけです。この下には、大変私大事なサービスが書かれていると思うのです。移動支援委託料、日中一時支援委託料、町外地域活動支援センター利用負担金と日常生活用具扶助ということで大変必要とするサービスがあるわけですが、なぜこの370万円、これ減額されているのかなとちょっと疑問に思ったのです。利用する人が少ないのか、それとも利用したいが、必要とするサービスが板倉町にはないのかという、ちょっと思ひまして、この件。

それと、その下の介護給付訓練等給付費、これは約1,000万円減額です。この件もなぜこのような大きな金額が減額されるのか、ちょっとご説明お願いいたします。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの質問にお答えいたしたいと思います。

まず、福祉制度の予算の組み方として、多少そういう方が、障害の方が、あるいは例えば病気とか、そういうのも含めてなのですけれども、予算のほうを多目にとってあるというのが実情でございます。というのは、その方が急遽それが必要になったときに予算がないとそういう手だてができないということです。まず、それが1つ。それと、ここで減額されたからといってサービスがないとか、サービスを受けられないとか、そういうものではなくて、これは要は障害を持った方、あるいは障害を持った保護者の方がいろいろその子にとって一番どういうサービスを必要としているのか、そういうものを計画相談事業所と一緒に相談しながら、そういう形の中で決めていくものでございますので、決してサービスがない、あるいはサービスを受けられないということではないということをご認識いただければと思います。

それと、その次のページの介護保険事業のほうもそうなのですが、これ施設入所を退所する方もいます。そういう方が退所すると、あるいは途中でお亡くなりになったりすると、そこでもうその部分の費用が要らなくなってしまうので、そういった中で大きく減額されているという部分はあるのですが、要はその障害者あるいは障害者の家族の方と一緒に相談しながら、その障害者にとってどういうサービスが一番適して、どういうことでやっていくのがいいのかというのを十分協議した上で、そういう形の中のいろいろなサービス、サービスの当然移管もあります。そういう青年寮とかってあるのですが、そこで訓練していて、その人が訓練が終わって、その次のステップへ行く、就労支援Bというのがありますが、そういうほうに行くとか、いろいろそういうステップを踏んで、段階を経てそういう環境になっていくというのがございますので、何回も言いますが、サービスができないとか、サービスがないとか、そういうことではなくて、そういうことでこういう減額になっているということでございます。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 今課長の説明ですと、決してサービスがないわけではなくて、結果的には多目に予算をとっているから、減額になってしまうと、そういうことでよろしいのですか。

私は、障害者のことでちょっと取り組んでいまして、そういう面でいろいろお母さん方の声が聞こえるわけなのですが、板倉町ではこういうサービスをやってほしいと言っても取り入れてもらえないと、そういう声を二、三人から聞いているのです。課長の話ですと、しっかりと父兄と話し合って必要なサービスをしていると今おっしゃいましたよね。それが本当なら私ありがたいと思うのですが、外側、お母さん自身から聞くと、そうではなくて困っているという声が私のほうに入ってくるのです。ですので、そこ

ら辺を私も実際見ているわけではないので、どっちを信用していいのかなというふうに思ってしまうわけですが、サービスというのは本当に、先ほど課長が言ったように、その人に必要なサービスが受けられるようにやはりお互いに話し合っけきちっと決めていっていただきたいなということを今日はちょっとお願い申し上げまして、この減額の件はよくわかりましたので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 答弁はよろしいですか。

○委員（市川初江さん） 答弁してください。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 一部の方からというふうなお話でございます。これは、先ほど子育てのところでも話が出たのとちょっと似ているのかなというふうには思ひますけれども、やはりそういった形の中で全てが100パーセントお受けするというのは、これはどこの自治体でもそれはかなうものではないのかなというふうには思ひます。市川さんにつきましては、障害のほうに力を入れていろいろやっけただいていて、ということは十分認識しております。そういった中、やはりそういう声だけではなくて、福祉課のほうにもぜひ来ていっけただいて、いろいろなことを聞いていっけただいて、福祉課はこういうことをやっけしているのですね、要は縁の下の力持ち的なそういう作業を地道にこなしているのだなというところもちょっとつぶさに見ていっけただければなというふうには思ひます。

以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） ありがとうございます。課長も一生懸命いろいろな面で私が質問したことに關してもやっけただいていて、ことは重々承知でございますけれども、またいろいろと問題は次から次に出てくるものでございますので、また私のほうも課長のほうにいろいろとお話を伺いに行く機会があると思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（今村好市君） ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 歳入ですけれども、11ページお願ひします。町税の固定資産税なのですけれども、土地家屋償却資産とありまして、特に聞きたいのが家屋と償却資産なのですけれども、家屋が1,000万ちょっと、それから償却資産が3,700万ちょっと追加されていますけれども、これ具体的な要因をちょっとお聞かせください。

○委員長（今村好市君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） ただいまのご質問ですけれども、家屋の部分の約1,000万円の追加ですけれども、当初多少の新築分の予算も計上しておりますけれども、200平米以上の非木造の建物につきまして

は、群馬県のほうに評価をお願いしています。そういったものの評価が出てくるのが毎年年初、1月になってから県のほうから評価が来ますので、見込めない部分がありました。そういったものが確定になりまして、約1,000万円の増額になっております。

それと、償却資産の関係ですけれども、こちらにつきましてはやはり償却資産も各申告による課税を行っております。本年度も2月1日から受け付けしておりますけれども、その部分が来年課税になるというものですので、当初から見込むのが非常に難しい税になっておりますので、大体前年踏襲ぐらいの数字は見込んでおりますけれども、その年によりまして大規模な償却資産の入れかえがあったときには増額になるというような傾向がございます。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、家屋のほうはちょっとわかりましたけれども、償却資産ですけれども、大規模な例えば入れかえ、そういった部分が出てくると言いましたよね。例えば太陽光発電でも事業用に使えば償却資産になりますよね。そういった部分は、申告の中で例えばそういった部分の何件ぐらい出てきたかというのは把握できるのですか。

○委員長（今村好市君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 太陽光発電の関係ですけれども、平成27年度の課税におきましては38件の申告が出ております。税額にしまして、約700万円程度を課税させていただいております。

○委員長（今村好市君） ほかに。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 針ヶ谷です。32ページ、歳出の部分で、農業災害対策事業費補助事業の補助金として69万円というのが追加になっているのですけれども、これ台風18号によるものに対するということですが、これ申請した部分について補助金がおりにきているという認識ですか、それとも申請ではなくて、町に対する補助金としておりにきて内容が決まっていなかったのかということと、あと内容が、補助の対象のお金を使う対象がわかるようであればお話しいただければと思います。お願いします。

○委員長（今村好市君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問なのですけれども、これにつきましては台風18号で被害調査を実施しまして、直接的に被害に遭われた方の聞き取りを実施しまして、その対象者についてお知らせをして、申請を受けて、それを県に上げて、県のほうで認定されて、県と町とで協調して支援のほうをしていくというような形でございます。今回の対象者7名ということで、今回これがその対象になってございます。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

島田委員。

○委員（島田麻紀さん） 島田です。28ページの第3款民生費、第1目児童福祉総務費、説明の欄の上から2つ目の白丸、子ども・子育て支援事業で、当初予算こちら899万円で、402万円ほどの減額となっているの

ですけれども、当初より人数がそれほどいなかったのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） お答えさせていただきたいと思います。

この子ども・子育て支援事業につきましては、当初この402万円を27年度の予算の中で計上させていただきました。その後まち・ひと・しごと先行型というのがございまして、そちらで26年度の3月議会、したがって27年の3月で要はそれよりも充実した形の中で第1子、第2子、第3子以降それぞれを1万円ずつ増額、なおかつ出生した家庭にも第1子、第2子、第3子以降ということで要綱を改正させていただきました、事業を充実した中で総額をまち・ひと・しごとの先行型で計上しました。繰り越し事業でやりましたので、この部分が当初予算の27年度の402万円は全て後で減額を補正させていただきますというような中で来ましたので、そういった中でこれは全然使っていない金額になります。その部分繰り越し事業の中のまち・ひと・しごとの899万円、そちらのほうを使って27年度については支出しているということでございます。以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

小林委員。

○委員（小林武雄君） ページでいきますと31ページで、環境衛生費の中の合併処理浄化槽の関係なのですが、減額232万円あるのですが、現状この合併浄化槽、かなり前のほうから町としても水をきれいにすることで努めてきたと思うのですが、それは実績なものですから、この申請が予算よりは少なかったということで、今年度はどのぐらい設置されて、普及率としたら板倉町はどのぐらい普及しているのかちょっと教えていただければと思いますが。

○委員長（今村好市君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 小林委員さんのご質問にお答えさせていただきますけれども、合併処理浄化槽につきましては現在毎年63基を基本としまして、予算を計上させていただいております。国のほうの交付金並びに県の補助金、それと町のほうの単独費を加えた形で整備のほうを進めてきたわけなのですが、今年度、27年度につきましては申請のほうが若干減ってきたということがありまして、これが1月末現在なのですが、全体で46件ほど設置してきている。今後の見通しを考えると大体53基程度というふうには、要は業者関係が申請に町に来られますので、現在設置を検討されているお客様、住民の方等含めた形でどのぐらいということで見込んだ中で今年度については53基程度になるというふうな見通しなものですから、今回その実績をもとにとしまして、減額させていただいたということでございます。

それと、全体の進捗、要は設置状況ということでございますけれども、済みません、今手元に資料がございませんので、また細かく改めて説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） 今の質問の関係なのですが、これもともと新築でつけるのか、あとは切りかえでつきますよね。その割合というのはどのぐらいの、実際今年の27年度の実績でいきますけれども、この47申請のうちのその割合はどのぐらいになっているのですか。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 今申しあげました1月末現在で46件ほど設置してきているというところがございすけれども、板倉町につきましては新設がそのうち約60%、28基ございす。残りにつきましては転換、要は従来単独の浄化槽とか、あるいはくみ取り式、そういったものからこの合併に切りかえてきているというところがございす。

以上でございす。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 38ページ、上段のほうなのですけれども、中学校の施設の関係で体育館内に高鉄棒床基礎工事というものをもう一度具体的にご説明いただければと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、38ページの中学校施設維持管理ということで体育館の高鉄棒ということなのですが、現在器械体操部の男子の鉄棒が設置がございせん。というのは、板中の体育館大規模改修のときに全てそういったものの基礎を排除しまして、床にコンクリートを流し込んだということから、全て基礎を切除いたしました。それで、再建するわけなのですが、そのときにたまたまいろいろ協議した中で器械体操部男子がいなかったということで、そこの鉄棒の部分の基礎工事が外れてしまったということございす。今現在男子部員4人おりまして、大会にも当然出ております。競技の中にも鉄棒競技は入っておりますので、これについて練習ができないということありますので、鉄棒を設置ができるよう基礎工事して支柱が立てられるようにする工事での100万円ということになります。

以上です。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 私が質問しようと思ったら先にお答えいただいたのですけれども、栗原町長のいろんなご配慮いただいて何年か前に床も全部やったわけですけれども、しかしながら当時部員がいなかったから、その前にあそこあったのです、ちゃんと。あったものを部員がいなかったから、やらなかったというのではなく、ここへ来て何年かたってからやるのもこれはどうなのかなと。それやっちはいけないのではなくて、当時あったものを当然そのときにやればもっと安くできるかもしれないし、いろんな面がフォローできたかなと思うのです。やはりまたもう一つは、ここへ来て3月ですよ。それならば、さらに28年度の予算でも間に合うのかなと思うのですけれども、その辺含めて子供たち学校を使うわけですから、だめだと言いませんけれども、その2年前のとき、体育館をやったときに本当は一緒にやればよかったなと私は思うのですけれども、その辺が先を見て、現状もそのときはあったわけですから。やはりあのときも、例えばこれは別な話ですけれども、上にアングルがあつとあつて、古いのがあったのですけれども、あのときも外したほうがいいですよと言ったら、忘れてしまったみたいなのです。当時は、下の教育委員会総務課かな、学校関係の担当だったのでしょうけれども、そうしたら上にまだ外していなかったのですけれども、あれも一緒に外せば当然よかったなと思ったのですけれども、ですから総合的に考えて、あのときに床の体操のあれもや

ればよかったと思うのですけれども、ぜひそういうことを含めて思いつきというか、部員が多い、少ないはいずれにしても、いつでも思いつきというのではなく、やはり先を見ながらやっていったほうがいいかなと私は思いますので、ぜひそういうことも器械体操のこの器具ばかりではなくて、いろんな含めてやっていただければいいと思うのですけれども、その辺をひとつよろしくお願いします。

○委員長（今村好市君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 黒野委員さんのご指摘のとおりであります。この問題が発覚したというか、私がかたまま中学校の父兄の会合の場所に出たときにある父兄から今まであったのに、2年前のあの工事のときになくしてしまった、俺全然知らないですから、ああ、そうなのですかと。そのいきさつを、なぜそういう状況に陥ったのかということを確認しましたら、その答えはただいまのようなことで、当時体育担当の先生等と協議した流れの中で、たまたまいなかったということでそういうふうにしてしまったと。だけれども、私に言ってきた親は、自分のうちの子供もやっているのだと。前橋の県大会へ行ってもその種目の、いわゆるつり輪とか、そういう幾つかのものの中で板中には練習ができない、そういう設備がないから。しかも、以前あったということですから、至急何とか設置せよというようなことで、そういう意味では予算のとり方もいろいろ云々ありますが、できるだけ早くということで本補正に上がっているものと承知しております。ご指摘のとおりであります。ですから、教育委員会等についても慎重に、しかもやはり真剣にそういった一つの大規模工事なんかをやるときに以前あったものが、たまたま相談して担当者が要らないと言ったからということでしょうけれども、もう少し慎重な対応をこれからしなさいというようなことで指示はしてまいります。そういうことでありがとうございます。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

本間委員。

○委員（本間 清君） 20ページになります。2番の土木債、公共事業等債ですか、橋梁長寿命化事業160万円の減額となっておりますけれども、これは工事をやる前に見積もった金額よりもこの160万円減額ということは、それだけ工事するところが少なかったということでしょうか。

それと、この橋の長寿命化計画というのは、どのような作業を要するにするのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） ただいまのご質問でございますけれども、この20ページにあります土木債の関係ですけれども、これは橋梁長寿命化事業で国からの補助金が減額になったことに伴う減額ということでございますので、工事が少なくなったと、当然工事もこれは少なくなってしまうわけなのですけれども、そういった形での減額ということでございます。

長寿命化事業、これにつきましては業務的内容的には、まず1つは橋梁の点検、既存の橋梁が280橋今都市建設課のほうでは維持管理しておりますけれども、そういった橋梁の現場に行つてのひび割れがあるとか、コンクリートが欠けているかどうかとか、そういった点検の業務、それとそういった点検をした上で橋梁の修繕工事、この2つが橋梁の長寿命化事業でやってございます。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

1 巡目終わったのですが、2 巡目ありましたらお願いしたいと思いますが。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） これは、22ページになるのですけれども、路線バスの運行事業ということで108万1,000円追加になっております。この金額が多い、少ないではなくて、今日ちょっとお尋ねしたいのは、これは人件費の負担増というようなことかとは思うのですけれども、基本的に今いろんな形で路線変更等も含めて新たな事業、運行経路を含めて路線バスが運営されているというふうに伺っております。その中で私もよく勉強不足でこういう質問していいのかわかりませんが、基本的に土日どこか運休になっていると聞いていますか、まず。聞いていない、総務課は。まず、その辺の運休になる経緯についてちょっとお尋ねしたいと。どこの経路で、どういう理由で運行停止になっているのかまずお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（今村好市君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 今現在の路線バスで運休になっているということでよろしいのですか。東洋大駅から北側の工業団地を通る路線の中で、朝の1便と夕方の1便が運休になっているということで聞いてはおります。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そのほかに土日の運休はなっていないですか。路線によって、どこの路線とは私ちょっと詳しく申し上げられないのですが、それだけではなくて、もう少し幅広く土日運休になっているというふうに伺っておりますが。

○委員長（今村好市君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） ちょっと先ほどの答弁を訂正させていただきますけれども、まず運休になっているものは北線と南線です。その2本が2月から土日、祝日が運休となっております。来年の4月1日から今度は先ほど申しました東洋大駅から館林に向かううちの工業団地を通るところ、粕谷のセブンイレブンまで、そこを廃止して、今度は粕谷の中を新しく通るという形に、役場の前から雷電神社を抜けて浮戸で先ほど言いましたセブンイレブンまでの新線をつくるということで、4月からはそちらが部分的になくなります。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 課長は当然知っているものと思って、そういう答えが出てくるかと思ったのですが、1市何町で運営しているかちょっとわかりませんが、その辺の事前のきちんとした打ち合わせ等を含めて理由は、ではなぜそういう形になったのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 運休になる理由なのですが、これは現在つつじ観光バスのほうに運行をお願いしているわけなのですが、つつじ観光バスのほうで現在の乗務員体制が国のほうの監査等を受けまして、改善をなさいということになりました。その結果といたしまして、ドライバーを本当ならば確保して

今の路線、時間、本数を確保するのが一番いいわけなのですけれども、ドライバーが集まらないという状況がありました。早急に国のほうからはその改善命令ということで、営業体制を変えなさいということがあったものですから、今現在できる形でということで、館林を中心とした協議会の中で先ほど申しましたような利用の少ない路線を土曜、日曜運休にするということで対応しようということで統一意見がなされたわけです。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 国交省ですか、監査が厳しくなると、軽井沢の事件を受けてかどうかはちょっとわかりませんが、そういう管理運営、バスを所有している会社の中身が将来的に非常に厳しくなると。そういった厳しい内容に現状ですと運転手を確保できないと、そういう理由で運行停止もやむを得ないだろうと、そういうことで土日が運休、停止になっているという報告でございますよね。その中で将来、例えば今つつじ観光さんが運行の主体で運用されていると思うのですが、それがでは改善されない限り改善はされないと、あるいは別の考え方があるのか、その辺も含めて、目先は運転手さんがいないということで当面の措置ということで、暫定措置でそういった運休を含めていらっしゃるのでしょうか。将来の公共交通ということで、今は場当たりの対応できている部分でよしとしても、将来そういった形での1市5町になるのかな、大泉は入っていない。

〔「入っていません」と言う人あり〕

○委員（小森谷幸雄君） 入っていない。1市4町。その中で協議会があるわけですので、全部決行というわけにはいかないでしょうけれども、路線によっては乗っているバスも非常に少ないというふうには思いません、私も。

先般もたまたま、これ私ごとで恐縮ですけれども、厚生病院からちょうど真下が停留所になっていまして、厚生病院でさえおる人がほとんどいないと。見ていましたらですよ。ずっと監視していたわけではないから、たまたま見て、ああ、どうなのだろうかと、バスがやってくるのですけれども、どこの路線を通ってくるかわかりませんが、そういったいわゆる将来展望等も含めて、いろいろその病院回りも路線を変更して、お客様のニーズに合うように変更はされていると思います。そういう形で改善はされてきていると思うのですが、やはり実情は、これ日本全国どこでもそうなのでしょうけれども、なかなか抜本的な解決がないというような中で大変ご苦労いただいているのはよくわかるのですが、そういった部分も含めて1市4町で前向きに取り組んでいただいて、できれば運休便がまずは再復旧できるように措置をとっていただくということと同時に、やはり将来どうすべきなのかなということで、これは課題になりますけれども、そういう議論も必要なときかなというふうに考えますので、その辺もあわせて今の段階でのお話をお聞きできればと思いますが。

○委員長（今村好市君） 根岸総務課長。

〔総務課長（根岸一仁君）登壇〕

○総務課長（根岸一仁君） 小森谷委員のおっしゃるとおりで、公共交通ですので、これは確保していくということで1市4町全て意見は整っておりまして、やはり問題は経費の関係とドライバー、運業者の運営の中身ということになってきます。今年に入って会議をやった中でいいですと、まずは負担金のほうを多少上げてでもとにかく今の状況は公共交通は残すということで、それは確認はされております。あとは運営改

善の関係になりますけれども、観光バス会社のほうでは、現在十四、五名のドライバーなのですが、これを20名近くまで増やしたいということで、現在努力している段階になっております。そういうことで、すぐには確保ができないとは思いますが、最低限必要なものを確保しながら、将来的には改善をいろいろ加えながら、それをいい方向にしていくということでは一応意思統一はできております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 素早くやりますから。お金は、予算は少ないのですけれども、これ見ますと、先ほども話が若干ありましたけれども、複合機使用料、その中でコピー機、あちらが全部わかりませんが、リースで来ていると思うのですけれども、その中でこれを見ますと、中学校、小学校は北を除いた東、西、南、東部公民館、海洋センターがこの中に複合機使用料の予算が追加で載っているのですけれども、ほかは載っていないところもあるのですけれども、この辺がどうしてこういうふうになっているのか。これが総務課かどこかわかりませんが、一括でコピー機を借りたり、複合機を借りたりして使用料を払っているのか、いや、別々な部署で払っているのか。全体が全部書いてあれば一括でしょうけれども、払っていないところもこれ書いてあるものですから、中央公民館も書いていないみたいですが、その辺がわかれば、ここへ来て3月で毎月の複合機使用料ではないと思うのですけれども、その辺がわかればよろしく願います。

○委員長（今村好市君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 複合機ですが、役場全体の複合機をまとめて情報広報系のほうで一括して契約と支払いのほうはするようにしております。そのほうが長期契約ができますし、ランニングコストを安くするためにということをやっております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 一括という今話が出ましたので、下には文書費というので載っていましたが、七十何万円と。だけれども、一括ならば一括で毎月だろうが半年だろうが払っているわけなのですから、ないところはどんなふうには。ないというか、ここに載っていない部署はどんなふうになるのですか。載っていないところもあるわけですよ、ここを見ると。北小も載っていないし、ほかのも載っていない、中央公民館も載っていないみたいなのですから、ちょっと目を私は通して載っているのかもわからないけれども、載っていないような感じなので、その辺はではどうなのですかと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 根岸総務課長、補正がなかったのでしょうか、ないところは。コピー機がないわけではないのでしょうか。その辺では。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 今回は補正ですので、コピー機、複合機自体は各部署にありますけれども、予算的に足らないということで今回は出ておりません。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 32ページになるのですけれども、はばたけぐんまの担い手支援事業になるのですけ

れども、これ435万円減額されているということであるのですけれども、それについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問のはばたけぐんまの補助事業の関係なのですけれども、当初4件の相談等受けていまして、県と調整しておりまして、事業のほう予定していたわけなのですけれども、うち1件が県のほうの要綱に合致しないというような形の中で採択がされなかったということで、1件の事業が減ったということでの減額でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、3件が採択になっていくということになると思うわけです。といいますのは、過日認定農業者と意見交換会を実施しました。そのときに出るいろんな意見の中で、非常に事業をやりたいけれども出せないとか、活用できないとか、これははばたけぐんまだけの問題ではなくて、いろんな補助事業なのですけれども、国の事業、また県単の事業、そういう問題でぜひまた町にもというような話もあったのですけれども、せっかくこういうふうに検討すると県単事業が予定されているということなのです。3件しか活用していないということは非常に残念に思うのです。ということは、何が不足しているのかということなのですけれども、もう少しそういうふうな事業に対しての理解させていかないと、やはり大変だ、大変だ、容易ではないよと言いながら、また活用したいなと思っても手が挙げられない状況がある。また、それについては1件が採択になったということなのですが、やはりそういう人に対してもしっかりと指導もしていかなければならないのかなと思うのですけれども、それについてはいかが考えていますか。

○委員長（今村好市君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 基本的には、先ほど言われました認定農業者さん等には制度そのものをできるだけ多く周知していこうということを基本的に考えています。それと、先ほど指摘のなかなか数が少ないというのが、実際のところやはり機械の機能を上げようとする、それだけの耕作を余分にしなくてはならないとか、かなり補助金事業なものですから、ハードルが高かったりしてなかなか思うように、農家さんは欲しがっているのですけれども、それに見合うような条件を満たせないという部分等々もありますので、いずれにしても制度を周知するとともに、内容等もご相談を受ければきっちりと説明してあげて、可能性があるものについてはどんどん県のほうにつないでいくようなことを努力していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうですよ。ですから、先ほどの説明だと、例えば耕作面積云々がハードルが上がっている、足かせにもなってなかなかということは言えるのですけれども、やはりそれだけではないと思うのです。やはりいろんな分野の中で、当然活用もできる人たちがたくさんいるかなと思っています。やはり面積云々ではなくて、前回もそうだったのですけれども、例えばビニールの張りかえにしてもそうだし。また、共同体もつくるということも一つの案にもなってくるわけなのですけれども、しっかりとそういうも

のもやはり一般の人たちにも内容を説明しながら、活用できるような状況をつくる。減額が出たなんていうことないように、追加が出るぐらいの状況で今後も対応していただきたいと思っております。

○委員長（今村好市君） 答弁よろしいですか。いいですか。

ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 11ページお願いします。11ページの法人町民税が大分これ減額になっているのですけれども、その理由をお伺いしたいのですけれども、何か今のところは日本もそんな余り景気も悪そうもないので、板倉にとっては大幅な減額になっているのですけれども、どこかこれ大口の会社が、黒字であった会社が27年度に赤字になってしまって、その会社の税額がなくなってしまったと、予定していたのがというようなことが原因なののでしょうか。それとも前に、根岸課長から前に説明を受けたような気がするのですけれども、法人町民税というか、法人地方税というのですか、これが前に法人税に対しては14.7%かかるのが、税率が下がって12.1%になるとかなんとかと根岸課長が何か説明したような気がしたのですが、以前だから、もうそれは制度としては適用されていると思うのです。それが今原因になっているとかということではないのでしょうか、これ。今度1億5,000万円予定していたのが4,900万円、約5,000万円、3分の1ぐらい減額になっているのですけれども、このなった理由というのは、細かいことはいいです。1つ、2つ、ある会社がこうなってしまったのだよとか、例えば東芝みたいな、ないけれども、東芝みたいな会社が黒字だったのが突然赤字になれば税金払えないわけですから、そういうようなのが出てきた。例えば板倉の中にどこかあるのですよとかという、そういうことなのか、この原因をちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） ただいまの法人町民税の減額の主な要因ですけれども、大きく減った理由としまして、2つの法人なのですけれども、そちらのほうが26年度と比較しまして、27年度現在で両方合わせますと約4,000万円の税収が減少になっております。そのうち1社につきましては、26年が3,660万円程度あったのですけれども、今年が1,323万円ですので、そちらのほうが2,330万円程度減少。もう一社のほうが、26年が1,880万円で、今年度、27年度が110万円ということで1,770万円の減少。この2つだけで4,000万円の減少になっております。そのほかに100万円以上前年と比較して減っている法人も約7社ございます。

〔「増えたところ」と言う人あり〕

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 逆に100万円以上増えたところは、わずかに3社しかありません。金額にしても800万円程度しか増えていませんので、100万円以上を基準に考えたときでも減額している法人のほうが金額的には大きいという現象になっております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） では、その会社は来年も余り利益出ないのだろうという予定で28年度予算も法人町民税は少なく見積もっているわけだ。

それで、では先ほど聞いた税率の関係は関係ないね、もう。例の法人町民税がかかっているでしょう。法人税に対して14.7%か何かかかったのが引き下げられて12.1とかなんとかと根岸課長言った記憶ない。

「例えば……」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） だから、それは制度としてもう決まってしまうから、今回はもう適用されているわけだから。ということは、その要因としては2つの会社の前年度というか、26年度に比べて27年度が、26年度決算だよな、今来ているのだから。25年度に比べて26年度の利益が大幅に減ってしまったということで、こういうことになってしまったということで、これも来年もそんなかなという。ということは、世の中余り景気よくないのだから、減額する会社が増えているわけですから。わかりました。いいです。

○委員長（今村好市君） ほかに。

なければ、先ほどの小林委員の質問の答弁が不足している部分について、荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 先ほど小林委員から質問いただきました合併浄化槽に係ります普及率についてお答えいたしますけれども、平成27年3月31日現在ということでご了承いただきたいのですが、町内合併浄化槽を設置されている世帯数が2,721世帯ございます。町内全体では5,380世帯でございますので、普及率としましては50.6%ございました。また、先ほど申し上げました27年度想定しております53基が設置されれば、プラス1%程度増えるということになります。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 29ページあけてください。29ページの説明欄の一番下のところに児童手当が1,096万円、約1,100万円減額になっているのですが、補正で減額になっていることは見込み違いなのか、それとも途中で相当児童数がこんなに減ってしまったということなのか、その減額になっている理由はどういうことなのかちょっとお聞かせいただけます。1,100万円というと、相当人数だと減っているし、見込み違いということになるわけですよ。その辺のところ、どうなのでしょう。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 確かに委員さんおっしゃるとおり、これ出生とか転入とか、そういう部分が少なかったというところで減額になっているということになってくるかと思えます。見込みよりも少なかったということしか答えられないのですが、そういうことになります。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 見込み違いといたって、これ1人、一月1万円でしょう、大体基本的には。12万円ではない。12万円で、何歳まで1万5,000円とか、そういうのもあるのでしょうか、基本的には1万円ではないですか。だから、大体板倉町で、これ15歳まででしょうから、2,000人ぐらいは対象者いるのでしょうか。その中で1万2,000円で計算すると、これ80人から110人です。そんなに出生率が狂ったとか、転入が狂ったとか、何かの計算間違いか何かで出てしまったのか、それは単純な。それならいいのですが、理由をお聞かせください。

○委員長（今村好市君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 単純に申し上げますと、転入とか、そういうものが少なかったというのもあ

りますし、それと出生が本当に少ないです。出生が今まで大体多いときで100人ぐらいあったと思うのですが、私が今把握している段階ではまだ四十何人。

「そんなに少ない」と言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） はい。その辺も関係してくるのかなというふうに思います。そのぐらいで、少なくとも出生が80から90、多いときで100もありました。それが今現在、すみません、正確な数字ではないです。ただ、出生が私が確認しているとき時点では四十何人です。そういうことで。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 要するにゼロ歳とか1歳の人というのは1万5,000円出るのだよね。18万円出るわけだから、20万円と計算すれば計算が合うのだ。50人も足らないと1,000万円になってしまうのだ。恐ろしく少子化ですね。八、九十とか今までの過去の実績でいくと、それを予定していたのが四十何人。

「正確な……」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） いいよ、いいよ。

「50ではなくて……」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 恐ろしい数字を聞かされましたけれども、先行き暗いね。

「ここ二、三年は80人ぐらいです」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） わかりました。それが一番の理由ね。

「はい」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） では、見込み違いではないのだね。

「はい」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 子供が少ないということはわからないのね。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） なければ、質疑を終結……

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 済みません。補足して1点だけつけ加えさせていただきます。

先ほどの合併浄化槽の普及率につきましてですけれども、板倉全体ということでまとめてありまして、当然ニュータウン区域内、公共下水道も含んでいたというところがございます。当然ニュータウン区域内につきましては、合併浄化槽設置はしませんので、その分を外した形でちょっと訂正、加えて申し上げますけれども、全体では合併浄化槽設置数、先ほど申し上げたとおり2,721世帯ということがありまして、ニュータウン区域内を除きますと約60.1%の普及率となっております。残り単独並びにくみ取りに係る部分が1,800世帯強でございますので、こちらについてPRを進めていきたいというところでございます。

以上でございます。失礼しました。

○委員長（今村好市君） それでは、そういうことで質疑を終結したいと思います。

議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり可決決定すべきものとしたします。

次に、議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

〔健康介護課長（落合 均君）登壇〕

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の細部につきましてご説明申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと思います。まず、補正の概要でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ574万5,000円を減額いたしまして、総額を1億3,401万2,000円とするものでございます。

議案書2ページ、3ページ、4ページ、5ページにつきましては、町長の提案理由で申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、こちらこれまでの徴収済みの額から歳入の減が見込まれるために保険料が年金から差し引かれる特別徴収の保険料、上のほうの特別徴収の保険料というのは年金から天引きで納めていただいている保険料でございますが、こちらから511万5,000円を減額し、普通徴収の保険料、こちら口座振りかえ、もしくは現金で納めていただいている保険料分について28万7,000円の減額をさせていただき、また滞納繰り越し分について6万円の減額ということでございます。

次に、3款1項1目事務費繰入金でございますが、こちら社会保障・税番号制度のシステム改修費の確定によりまして、町一般会計からの事務費、繰り入れ1件分の79万1,000円の減額でございます。

次に、歳出をお願いいたします。7ページでございます。済みません。失礼いたしました。歳出の前、その前、歳入でございますが、繰越金でございます。7ページです。こちら前年度の繰越金といたしまして、50万8,000円の追加でございます。以上、歳入の合計額となります。

8ページをお願いいたします。こちら歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございますが、先ほど歳入のほうで減額させていただきました社会保障・税番号制度システム整備費の委託料が額の確定によりまして、79万1,000円の歳入同額の減額でございます。

次に、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、こちらにつきましても連合からの保険料の負担額の確定によりまして、減額ということでございます。495万4,000円の減額ということでございます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

〔健康介護課長（落合 均君）登壇〕

○健康介護課長（落合 均君） 続きまして、議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ9,516万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額を23億8,131万2,000円とするものでございます。

2ページ、3ページの第1表及び4ページ、5ページにつきましては、先ほど同様、町長の提案理由説明のとおりでございますので、省略させていただきます。6ページをお願いいたします。金額の大きな項目についての説明をさせていただく形で進めさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税でございますが、収入済額の状況によりまして、2目退職者分被保険者等国民健康保険税から780万円を減額し、同額の780万円を1目一般被保険者国民健康保険税に追加するものでございます。こちら今年度から退職者医療の新規該当者の方の適用がなくなった関係で退職者分が減って、その分一般の課税分が増えているような状況でございます。

次に、7ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金から652万9,000円の減額でございますが、こちら平成27年度の交付申請額に基づきます減額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金から5,609万円の減額でございます。こちら療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。先ほど税のほうでも申し上げましたが、今年度から退職者の新規適用が廃止になったということで、こちらの交付金についてもやはり給付費が減になったということに伴いまして、こちらの交付金も減になっております。

次に、5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金に7,156万5,000円の追加でございますが、こちら65歳から74歳までの前期高齢者に係る保険者間の医療費の不均衡を調整する仕組みでございます。支払基金からの交付額の確定によりまして追加でございます。

9ページをお願いいたします。6款県支出金、2項県補助金、2目県財政調整交付金から880万4,000円の減額でございますが、こちら交付見込み額によりまして減でございます。

その下、中ほどでございますが、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金に3,159万2,000円の追加でございますが、こちらは平成27年度から全ての医療費に対象拡大いたしました群馬県内市町村での共同事業の交付額の確定に伴う増額でございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。9款繰入金、1項1目一般会計繰入金に2,412万7,000円の追加でございます。まず、保険基盤安定繰入金の保険税の軽減分に世帯の所得による平等割と均等割の保険税の軽減の部分でございますが、712万2,000円の追加でございます。

次に、保険者支援分に2,245万3,000円の追加、職員給与費等繰入金から176万2,000円の減額は、こちらマイナンバーのシステム改修分の確定によります減額でございます。

次に、出産育児一時金等繰入金は224万円の減額でございますが、こちらは1件42万円の8件分の減額ということでございます。町のほうがこの3分の2を負担している部分がございますので、その部分の減額でございます。

10款繰越金、1項2目その他繰越金に3,883万4,000円の追加でございますが、こちらは前年度の繰越金ということでございます。今漏れましたが、11ページでございます繰越金につきましては、前年度の繰越金の補正でございます。以上で歳入のほうの合計となります。

12ページをお願いいたします。こちらから歳出となります。1款総務費、1項1目総務管理費から176万2,000円の減額でございますが、社会保障・税番号制度システム改修分の額確定によります減額でございます。

次に、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費に1億5,280万円の追加でございますが、今年度10カ月分での給付費の実績による不足見込み額の追加ということでございます。大きな不足の要因でございますが、先ほど来申し上げておりますが、4月からの退職医療の新規加入の廃止で一般分が増えたということ、それと平成26年度と比較いたしまして、入院外と調剤分の金額が伸びているというような状況が増加の原因となっております。

次に、13ページをお願いいたします。2款1項2目退職被保険者等療養給付費から3,540万2,000円の減額でございます。こちらの退職者の新規加入廃止によりまして、減ということでございます。

14ページをお願いいたします。2款4項出産育児諸費、1目出産育児一時金から336万円の減額でございますが、こちら先ほども出生の関係出ましたが、当初予算で42万円の20件分を計上しておりましたが、8件を減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。2款4項葬祭諸費、1目葬祭費から105万円の減額でございますが、こちら当初予算で1件5万円の50件分を計上しておりますが、21件分を減額させていただくものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金及び7款介護納付費、1項1目介護納付金でございますが、こちらそれぞれ今年度納付額の確定に伴う減額でございます。

1枚おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。9款保険事業、2項2目保健衛生普及費から56万円の減額でございますが、人間ドック、脳ドック検診費助成金の減額でございます。

17ページ、最後のページとなりますが、10款基金積立金、1項1目国民健康保険基金積立金に2,000円の追加でございますが、こちら国保の基金の利子で、1,292円を基金に積み立てる補正でございます。平成27年度末の国保の基金の残高の見込みでございますが、648万8,249円の予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 歳入ですけれども、10ページ、一般会計繰入金がありますよね。その中で、まず最初の保険基盤安定繰入金とその下の保険基盤安定繰入金の要するに軽減分と保険者支援分ですけれども、上が700万ちょっとの追加、下が2,200万円の追加ということですから、基本的に国保の加入者って低所得者が多いということですよ。特に今回追加したということは、例えば最初の軽減分ですけれども、2割、5割、7割と軽減していると思うのですけれども、その辺の人数ですけれども、かなり低所得の方が増えたということなのではないでしょうか、軽減分で。当初より。

○委員長（今村好市君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 委員おっしゃるとおり、当初見込み額よりも軽減の額が増えたということで、一般会計からの繰り入れが増えたということでございます。

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） 済みません。ちょっと今手持ちの資料ですぐ見つからないものですから、後ほどで申しわけございません。

○委員長（今村好市君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、よって議案第19号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは続きまして、議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な要因といたしましては、要支援、要介護認定者の増加に伴いまして、介護保険サービス利用者の方が増加いたしまして、介護保険の給付費に不足が生じる見込みのため、歳入歳出それぞれ3,506万円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億9,719万7,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては先ほどと同様で、町長のほうの提案理由でご説明申し上げますので、議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、金額の大きい項目につきましてご説明を申し上げます。3款1項国庫負担金、1目1節現年度分に592万5,000円の追加でございますが、こちら保険給付費の追加に伴いまして、介護給付費負担金が施設サービス以外に追加する給付費の国負担の20%分です。こちらの右の説明欄でございますが、

介護給付費負担金、こちら居宅のサービス分の国負担で20%、その下の施設給付費の負担金がこれ施設関係で15%分の国負担分の追加でございます。

次に、その下の3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1目現年度分に135万9,000円の追加でございますが、こちら調整交付金の増額で、給付費の3.7%分となります。

次に、4目の介護保険事業費補助金、1節介護保険システム改修事業補助金に27万円の追加でございますが、介護保険制度改正の平成28年度の施行分のシステム改修について、27年度に前倒しで実施するための改修でございまして、国が2分の1負担ということでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項1目1節現年度分の介護給付費交付金1,022万円の追加でございますが、こちら支払基金からの給付費の28%分の増額ということでございます。

次に、7ページをお願いいたします。5款県支出金、1項1目1節現年度分に593万5,000円の追加でございますが、国庫負担金同様に、給付費に対します県負担のほうの増額でございます。県負担分につきましては、先ほど同様、介護給付費負担金ということで、居宅のサービス分が12.5%の負担となります。施設給付費のほうは17.5%分の負担ということとなります。

次に、7款1項4目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金から192万5,000円の減額でございます。こちら先ほど申し上げましたシステム改修関係の部分の事務費分でございます。

次に、7款2項1目の介護保険基金繰入金に850万9,000円の追加でございますが、こちら給付費の追加に伴います介護保険基金からの繰入金の増額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。歳出に移らせていただきます。1款総務費、1項1目13節の委託料から165万5,000円の減額でございます。こちらシステム改修の関係の委託料でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等給付費、1目居宅介護サービス給付費に1,400万円の追加でございますが、こちら当初予算では昨年度策定いたしました第6期の介護保険事業計画に基づきまして、通所介護の月平均利用者の方を147人と見込みましたが、昨年4月から町内に新たな事業所が開設されたことに伴いまして、実際には164人と17名の増がございました。そういった関係で利用の増ということで増額させていただくものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。2款1項5目施設介護サービス給付費に1,700万円の追加でございますが、こちら先ほど同様、第6期計画に基づきました当初予算では月平均利用者を135人と見込んでおりましたが、実際には141人と6人の増となっておりますので、これに伴います増額の補正でございます。

次に、9目の居宅介護サービス計画給付費に350万円の追加でございますが、こちらケアプラン等の作成とかサービス提供事業者の方との連絡調整を行った場合、全額介護保険のほうから給付される費用分でございますが、計画によりますと月平均の利用者数を279人と見込んでおりましたが、実際には291人と12人の増となっておりますので、また今年度、27年度から介護報酬の改定もございました。その影響もございまして、増額させていただくものでございます。

11ページをお願いいたします。2款2項介護予防サービス等諸費、7目介護予防サービス計画給付費に50万円の追加でございますが、こちらやはり先ほど同様に計画では月平均利用者数を83人と見込んでおりましたが、実際には88人と5名の月平均利用者の方が増えている状況と介護報酬の改定の部分もございまして、増額補正でございます。

12ページをお願いいたします。2款6項1目特定入所者介護サービス費に150万円の追加でございます。この特定入所者介護サービス費につきましては、介護保険施設に入所や短期入所、ショートステイされた場合に食事や居住費は基本的には全額利用者負担となりますが、所得が少ない方の負担が重くならないように利用者の負担額に上限額が設けられておりまして、これを超えた分について介護保険から給付させていただくものでございます。こちら計画に基づきまして、月平均80人と見込んでおりましたが、実際には79と、1名減ということですので、人数は減ったのですが、1人当たりの給付額が増加してしまいましたということで、結果的には150万円の追加をさせていただくものでございます。

次に、4款1項1目の基金積立金でございますが、先ほど歳入で受けました基金利子分を歳出から基金へ積み立てるものでございます。平成27年度末の介護保険基金の残高は1億2,079万5,485円を予定しております。

次に、13ページでございますが、こちら人勧等に伴います人件費の補正でございますので、省略させていただきます。

以上、細部の説明とさせていただきますが、よろしくをお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 10ページなのですけれども、施設介護サービス給付費ですけれども、1,700万円の追加ということで、先ほどの説明でいきますと月平均135人から141名、6名増えたということで、その追加ということなのですけれども、この介護サービスの中に特養と老保と療養病床とありますよね、施設が3つ。参考までに聞きたいのですが、現在その特養関係の施設何名ぐらいいるのか、それから老保、老人保健施設、それからもう一つ、療養病床何名ぐらいいるか。

それから、その特養の関係ですけれども、現在待機者がいないのか、その辺ちょっとお聞きします。

○委員長（今村好市君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 細かいちょっと数字はないのですが、大まかでよろしいでしょうか。全体把握していないのですが、特養が板倉のミモザ荘さんが通常の特養と地域密着型と合わせて80人なのですが、うち約60人は板倉からの入所だというふうには伺っています。全体で141人の利用者の見込みということで、141から60を除いた方が老健なりとか、別のというふうを考えております。

それと……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） 済みません。毎年群馬県のほうで、5月1日基準で待機者のほうの調査を行っております。板倉の場合、在宅で特に緊急的なのというか、重要度が高いというランクづけの方は4名ということです。ただ、各施設につきましてはその介護度、重要度に応じて優先的に入所という形になりますので、各施設にお申し込みいただいた中で、その状況によって重い方、状態が重い方について優先的にという形になっております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） なしと認め、採決に移りたいと思います。

議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、よって議案第20号は原案のとおり可決決定すべきものとしたします。

次に、議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

荻野環境水道課長。

〔環境水道課長（荻野恭司君）登壇〕

○環境水道課長（荻野恭司君） 議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

こちらにつきましては、概要につきましては町長より説明されておりますので、省略させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。歳出、第1款下水道費、第1項公共下水道費、1目下水道総務費、この中の説明をごらんいただきたいのですが、職員人件費につきましては説明は省略させていただきます。

次の2つ目の丸、下水道総務費の消費税でございますが、4万円ほど追加させていただいております。こちらにつきましては、下水道料金に係る消費税でございますが、この消費税につきましては年間2回に分けて納付しております。9月と3月ということになりますが、9月につきましては前の年度の精算分で、今回は今年度の半分。半分の根拠といたしましては、前年度の精算した総額の2分の1ということになります。今回につきましては、昨年度大分下水道の使用料が多かったということで4万円ほど不足するということから、追加補正させていただくものでございます。

続きまして、4目水質浄化センター費、こちらは360万円ほど追加補正させていただく内容となりますが、説明欄、修繕料とございます。こちらにつきましては、ニュータウン区域内から水質浄化センターの最終マンホールに集められます汚水を処理施設内に送るポンプ2台ございますが、そのうちの1台が経年劣化により故障し、動作不能状態となっております。詳細を調査してみた結果、オーバーホールで済むということがわかりまして、そのオーバーホール修繕費用といたしまして、460万円ほど必要というふうに見込んでおります。残額が100万円ほどございますので、差額360万円を今回追加補正させていただくものでございます。

雑駁ですけれども、以上説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 6ページ見てください。一般会計の繰入金が減額になっているのですけれども、これは前年度の決算に基づいて減額になっているのですか、二百何万円というのは。

○委員長（今村好市君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 下水道会計につきましては、ご存じのとおり歳入歳出同額ということでまとめてまいります。今回につきましては、昨年度からの繰越金が確定しております。その関係で繰入金についてが211万2,000円ほど減額させていただくという形になっております。よろしくお願いいたします。

「わかんないから、聞いているんです。今言ったことわからないので」
と言う人あり]

○環境水道課長（荻野恭司君） 歳入につきまして、合計額1億8,438万4,000円となります。これは、歳入歳出同額となります。同額とする……

「減額が先」と言う人あり]

○環境水道課長（荻野恭司君） ですので、繰越金が587万2,000円補正して1,287万2,000円、これが昨年度からの繰越金ということで、こちらが確定しております。その影響を受けまして、繰入金を減額させていただくものということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 要するに数字合わせのためにやるわけね。

○環境水道課長（荻野恭司君） はい、全体の額を合わせるということでございます。

○委員（青木秀夫君） 繰入金を減額するといっても、これ26年度の決算で終わって、その精算金みたいなものなのでしょう。違うの。

○環境水道課長（荻野恭司君） 26年度からの繰越金が決算で確定したということを受けて、繰入金を減額させていただくという内容となります。

○委員（青木秀夫君） これ入ったやつを返すとか、そういうのですか。そのやりくりは、ちょっと頭に描けないのだ、こういう金の動きが。いったん繰入金が1億2,700万円入ったのを200万円返しているという、返還しているという、そういうのですか、それとも。

○環境水道課長（荻野恭司君） 繰入金につきましては、最終的に今申し上げた1億2,550万4,000円になるわけですが、最終的に一般会計から繰り入れる総額が一応1億2,550万4,000円になるように繰り入れさせていただくということで、改正という内容ではないです。

○委員（青木秀夫君） いいですか。年度途中だったら我々の頭の中でわかるのだが、繰り入れ途中、繰入金金の予算が1億2,700万円を全部繰り入れていないというのはわかるのですけれども、これ26年度決算の結果なのでしょう。26年度決算というのは、去年の3月で現実終わっているわけだから、そのときまでに繰入金金が幾ら入っているのかということなのだ。1億2,700万円入っていて、それで精算した結果200万円返したというのならわかるのですけれども、今の説明だと、それがわからないのだ。世の中の普通の動きで考えればいいのです。26年度の3月までに繰入金というのが1億2,700万円入ってしまっているわけなのだから。今の荻野課長だと、入っていないのだという言い方しているわけだ。それから、今の年度だとわかるのだ。これ26年度の決算の話でいくと、その辺のやりくりが我々ちょっとわからないのです。

○環境水道課長（荻野恭司君） 26年度の数字が確定したと申し上げましたのは、下の繰越金が確定したという内容となります。この繰越金が確定したことによりまして、最終的な数字を合わせる形で、繰入金で調整いたします。その関係で繰入金について今回減額補正させていただく形をとっております。

- 委員長（今村好市君） 青木委員。
- 委員（青木秀夫君） 繰入金は、これは27年度の繰入金ね。
- 環境水道課長（荻野恭司君） はい、27年度です。
- 委員（青木秀夫君） そういう説明がなくてはわからないのではないの。27年度の繰入金で、まだ途中なのだ、これ。
- 環境水道課長（荻野恭司君） はい、途中です。
- 委員（青木秀夫君） だから、まだ入っていないのだ。
- 環境水道課長（荻野恭司君） はい。
- 委員（青木秀夫君） 入っていないのだから、これ言ってみれば要らないよという意味の減額なのだ。
- 環境水道課長（荻野恭司君） はい。
- 委員（青木秀夫君） 数字上のな。
- 環境水道課長（荻野恭司君） 最終的に調整……
- 委員（青木秀夫君） やりくりで。
- 環境水道課長（荻野恭司君） はい。
- 委員（青木秀夫君） 繰越金が入ったから、間に合うから、この200万円要らないよというわけね。
- 環境水道課長（荻野恭司君） そうです。
- 委員（青木秀夫君） わかった、では。
- 委員長（今村好市君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 委員長（今村好市君） 異議なしと認め、よって議案第21号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

荻野環境水道課長。

〔環境水道課長（荻野恭司君）登壇〕

- 環境水道課長（荻野恭司君） それでは、議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして説明させていただきます。

こちらにつきましても概要につきましては町長より説明されておりますので、省略させていただきます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出の支出になります。1款資本的支出、1項建設改良費、2目浄水場整備費でございます。1節整備費、備考の欄をごらんいただきたいと思います。浄水場の整備費といたしまして328万5,000円ほどを追加させていただくものでございます。

この内容について申し上げますが、2つほどございます。1つ目といたしまして、北小学校の北西に第1

浄水場がございます。地下水を水源としているわけですが、この地下水に含まれる鉄分及びマンガン分をろ過器で除去しております。今回は、くみ上げられた地下水がこのろ過器に入るところにあります電動弁に不具合が発生してきておりまして、早急な対応が必要のため交換工事費用ということで109万1,000円ほど必要ということで見込ませていただいております。

2つ目といたしまして、南部公民館の南西にございます南浄水場、それと東地区、しだれ桜で知られました薬師堂の北にあります第5浄水場、この2カ所につきまして水を貯水池から送り出します排水ポンプの回転を制御するためのインバーターにやはり不具合が出ております。2つの浄水場とも2台ずつこのインバーター設置されておりますが、不具合が出ておりますものが南浄水場で1台、第5浄水場では2台が既に10年以上経過しているということで不具合が出ております。インバーターは、水を送り出すための重要な装置でございます。現状での運転を続けていくということは大変危険であると判断いたします。早急な対応が必要と考えますので、この3台の交換工事費用309万6,000円を見込んでいきたいということでございます。両方合わせますと418万7,000円となりますが、現在残額が90万2,000円ございますので、差額328万5,000円につきまして追加補正させていただきたいというものでございます。

雑駁ですが、以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、よって議案第22号は原案のとおり可決決定すべきものいたします。

ここで、先ほど小森谷委員から質疑のありました路線バスの関係の答弁に誤りがありますので、訂正のため総務課長お願いいたします。

〔総務課長（根岸一仁君）登壇〕

○総務課長（根岸一仁君） 先ほどの路線バスの関係ですが、北線、南線の運休日の曜日なのですけれども、土、日、祝日というふうに発言したかと思うのですけれども、土曜日は運行しておりまして、日曜日と祝日のみになります。それと、この件に関しましては12月の議員協議会のときに詳しい資料をお配りしておりますので、そちらを参考にいただければありがたいと思います。

○委員長（今村好市君） 落合健康介護課長、答弁の不足についてお願いいたします。

〔健康介護課長（落合均君）登壇〕

○健康介護課長（落合均君） まず、先ほどの国保の関係で、荒井委員さんからご質問ございました軽減の関係でございます。7割、5割、2割軽減の医療と介護と後期分のトータルの人数の差額という形でよろしいでしょうか。27年度の当初は、医療分が2,097でございます。介護分が787、後期分が2,097でございます。医療分が2,097、介護が787、後期分が2,097でございます。今回補正で増額した関係でございますが、

決定の数字といたしまして、医療分が2,217、介護が798、後期が医療と同じの2,217でございます。ということで当初と比べますと120人増えたということで、その分の軽減額が増えたというものについて一般会計から繰り入れをさせていただくというものでございます。

それともう一点、介護の関係でございますが、先ほどミモザ荘のほうの入所の割合でとりあえず答弁させていただいたのですが、全体の内訳が参りましたので、再度答弁をさせていただきます。入所者等々の状況でございますが、特別養護老人ホームが90人でございます。老健施設が45人でございます。療養型が6人でございます。トータルいたしますと、増加後の141人という数字、内訳となっております。

以上です。

○閉会の宣告

○委員長（今村好市君） 慎重なご審議ありがとうございました。

ただいま審議いただきました議案第17号から議案第22号までの審議決定につきましては、あすの本会議で行います。

以上で本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 （午後 3時10分）